

黄金山

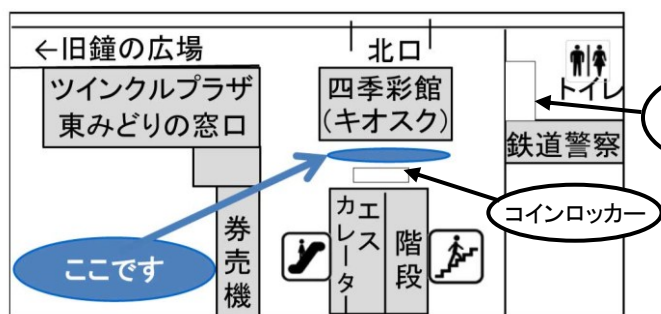
浜益の象徴ともいえる黄金山は標高739.1メートルで、その姿から「黄金富士」「浜益富士」と呼ばれています。頂上からは暑寒別連峰はもとより遠くは積丹半島まで一望でき、初心者でも好適の登山コースです。平成21年7月、文化庁よりアイヌ文化に関連する名勝として指定を受けました。推定樹齢1500年のイチイの木は、登山口に向かう林道の途中にあり、林道から徒歩5分の森の中に位置しています。幹回り5メートル以上、樹高18メートルの巨木でパワースポットとして人気があります。

浜益観光まちづくり推進協議会

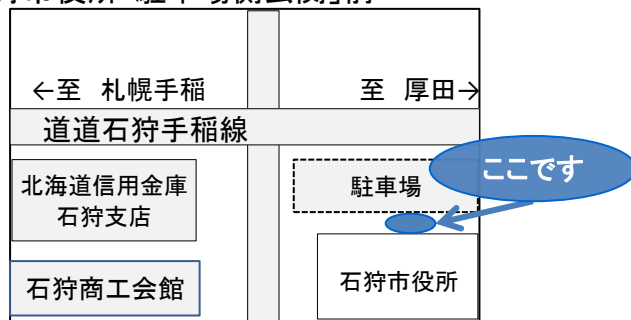
自然豊かでおいしい食べ物もいっぱい心優しい人々が住む浜益。そんな浜益の魅力をもっと知ってもらいたい、もっと訪ねてもらいたいという思いから地域住民・団体が主となって発足した協議会です。各種事業活動を展開しながら、観光によるまちづくりをおこなっています。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口「四季彩館 札幌東1号店」前



②石狩市役所「駐車場側玄関」前



お申込み・お問合せは アミーケ・インターナショナル株式会社

にお電話ください

電話番号 0133-74-3823
受付 月曜～金曜 (8:30～17:30)

※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。
留守番電話にメッセージを残して頂けましたら折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前に確認のうえお申し込みください。

募集型企画旅行契約	
1. この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。	
2. 旅行契約の締結・条件は、募集型企画旅行契約、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部によります。	
3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送・その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを行います。	
4. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立	
(1) 当社は、2. 旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「(1) (2) を併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定める旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込	
旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

2. 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

3. 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。

4. 旅行参加に際して特別な配慮を必要とする場合には予約申し込み時にお申し出ください。当社が可能な範囲でこれに対応します。

5. 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 旅行代金の支払戻し期限

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))より前にお支払いいただきます。

2. 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の返還

1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はお申込金、満6歳以上12歳未満の方は、ご同金となります。

旅行契約の解除期日		取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日曜日旅行	
[1]21日前に当たる日以前の解除		無料
[2]20日前に当たる日以降の解除 [3]～[7]を除く		無料
[3]10日前に当たる日以降の解除 [4]～[7]を除く		旅行代金の20%
[4]7日前に当たる日以降の解除 [5]～[7]を除く		旅行代金の30%
[5]旅行開始の前日の解除		旅行代金の40%
[6]旅行開始の前日の解除 [7]を除く		旅行代金の50%
[7]旅行開始後の解除または無断不参加		旅行代金の100%

2. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための運送業者その他の者に当社の指示に従わないとき、またはこれらのお客様が、または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、別項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)を提出しなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

1. 旅行開始後

1. 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除または一時帰国された場合は、お客様の帰国後戻りまでの一切の払い戻しをいたしません。

2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

3. 当社の責に帰さない事由による旅行契約の解除

1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が、旅行開始前に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

エ. お客様が、旅行開始前に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様が、旅行開始前に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ク. お客様が第3項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当該期日、第3項の(1)に定める取消料に相当する額の取消料を支払ういただきます。

1. 旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための運送業者その他の者に当社の指示に従わないとき、またはこれらのお客様が、または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、別項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)を提出しなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

1. 旅行開始後

1. 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除または一時帰国された場合は、お客様の帰国後戻りまでの一切の払い戻しをいたしません。

2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

3. 当社の責に帰さない事由による旅行契約の解除

1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が、旅行開始前に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

エ. お客様が、旅行開始前に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様が、旅行開始前に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ク. お客様が第3項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当該期日、第3項の(1)に定める取消料に相当する額の取消料を支払ういただきます。

1. 旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための運送業者その他の者に当社の指示に従わないとき、またはこれらのお客様が、または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、別項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)を提出しなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

1. 旅行開始後

1. 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除または一時帰国された場合は、お客様の帰国後戻りまでの一切の払い戻しをいたしません。

2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

3. 当社は、本項(1)の(1)の(1)の規定に基づいて旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に帰るために必要な旅行サービスの手配を受け付けます。

4. お客様が第4項(1)から(12)に該当することが判明したとき。

10. 旅程保証

募集型企画旅行契約コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他の当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

11. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行業者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2. 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社が故意または重大な過失がある場合を除きます。))を限度として賠償します。

12. 特別規定

当社は、第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるかどうかを問わず、当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上にこの旅行に必要と認められる費用以外に1500万円、入院費金として1万円、入院日数として2万円、通院費金として2万円、通院日数として1万円、通院費金として1万円、旅行参加にかかる損害賠償金は、旅行参加者1名につき15万円を限度とし、7日以内、補償対象品の一部または一部については、10万円を限度とします。

13. 個人情報の取扱いについて

当社は、ご提供いただいた個人情報について、1. お客様との連絡のため、2. 旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3. 旅行に関する諸手続きのため、4. 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、5. 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報交換、旅行に関する情報提供のため、6. 旅行参加者のご意見やご感想の取り扱い、7. アドバース・お問い合わせの対応、8. 特設サービス提供のため、9. 統計資料作成のために利用させていただきます。

14. その他

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご連絡ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、お客様が旅行に際して必要となるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。